

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことを受け、出席停止期間が変更となりました。
濃厚接触者については、出席停止とはなりません。

医師から新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、速やかに学校まで連絡のうえ、医師の指示に従いご家庭での療養をお願いします。なお、登校の際には「学校感染症等による出席停止願」に、医師から診断された内容を記入し、担任へ提出してください。

出席停止期間につきましては、下記「新型コロナウイルス出席停止期間の基準」早見表を参考にしてください。
※「学校感染症等による出席停止願」は、学校でお受け取りになるか、本校ホームページからもダウンロードできます。

＜新型コロナウイルス出席停止期間の基準＞

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

※ただし、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めたときにはこの限りではありません。
(学校保健安全法施行規則第19条)

「新型コロナウイルス出席停止期間の基準」早見表

	発症後、最低5日間は出席停止						発症後5日間経過後	
	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
発症後1日目に症状が軽快した場合	発症	★ <u>軽快</u>	軽快後 1日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	<u>登校可能</u>	
発症後2日目に症状が軽快した場合	発症	発熱等	★ <u>軽快</u>	軽快後 1日目	発症後 4日目	発症後 5日目	<u>登校可能</u>	
発症後3日目に症状が軽快した場合	発症	発熱等	発熱等	★ <u>軽快</u>	軽快後 1日目	発症後 5日目	<u>登校可能</u>	
発症後4日目に症状が軽快した場合	発症	発熱等	発熱等	発熱等	★ <u>軽快</u>	軽快後 1日目	<u>登校可能</u>	
発症後5日目に症状が軽快した場合	発症	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	★ <u>軽快</u>	軽快後 1日目	<u>登校可能</u>

【発症日】

- ・発症日とは、症状(発熱・咳やのどの痛み等の呼吸器症状)が始まった日です。
- ・無症状の場合は、検査をした日(検体採取日)です。

【症状が軽快した日】

- ・「軽快」とは「解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、咳やのどの痛み等の呼吸器症状が改善傾向にある」ことです。

※発症から10日を経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、マスクの着用を推奨します。